

## 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

2020年6月10日制定

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針<sup>#1</sup>（3月28日。5月4日変更。以下「対処方針」という）」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言<sup>#2</sup>などを踏まえ、事業者のオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場をいう）において、個々の業界や事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」や、所属する業界団体などで示される指針等を踏まえ、必要に応じ、創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

また、自らの事業場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

### 2. 感染防止のための基本的な考え方

- 事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。
- 特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

### 3. 講じるべき具体的な対策

- 感染予防対策の体制
- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守する。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

## 健康確保

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針<sup>※3</sup>などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

## 通勤

- テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

## 勤務

- 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。
- 飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあけるなどの対策を検討する）。
- 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- 出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。（GPS保存）
- 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- 総会等については事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。
- 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- 対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- 面接などについては、オンラインでの実施も検討する。
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン<sup>4</sup>などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

#### 配布業務

- マスク・タオル・手袋・消毒用ウェットティッシュ常時携帯
- マスクの着用についてマスクは必ずしも付けなくても良い、人と話すときにだけ正しく装着する。ソーシャルディスタンス（人との距離約2メートル）を保てる環境では着用義務なし。人通りの多い場所、集合住宅のポストなど一定時間立ち止まる場所では着用。やむを得ず人と話す場合や、近づく場合は必ず着用する。ただし配布業務中に手で口や鼻を触らない。
- できるだけ建物やエクステリア（手摺）などに触れないように通行する。マンションなどの集合ポストがドアをあけないと配布できない場合や門扉のドアノブにも気をつける。自動販売機のボタンにも気をつける。触れた後は口、目、鼻を触らない。
- 汗などは頻繁にふき取り、チラシに汗などが付着しないように注意する。
- できるだけ住人や通行人とは遠目の挨拶に留め、近づいての会話、接触はさける。
- 住民の方から話しかけられた場合、クレーム的なご意見を頂いた場合は、マスク着用し、ソーシャルディスタンス（人との距離約2メートル）を保って対応する。

#### （対応例）

質）「チラシでウイルスをばらまかないで」

答）「チラシに感染者の飛沫がついていない限りは感染しません。私たちもこまめに手洗い、消毒をして注意しています。しかし、ご不安でしたら配布しないようにします」

質）「コロナに感染してないだろうね」

答）「配布前に検温していますし、体調不良の日は配布しないよう指導されています。家族にも体調不良の者はありません。しかし、ご不安でしたら配布しないようにします」

- 乗車する車のドアノブ・ハンドル・シフトノブ等手に触れる箇所は乗車時にアルコールウェットティッシュで消毒する。
- 感染が流行していた（2週間前）または今流行している場所には近づかない（旅行しない）。
- 体調を崩したときに、その前後の自分の行動を記録しておく
- まめに手洗い、うがい ・こまめに換気
- 身体的距離を離すことに意識する
- 三密の回避 ・体温チェック、発熱時は気にせず休む
- 自分の行動を正直に正確に伝える事ができるよう準備（記録）しておく。
- クラスター化しないよう、複数人での会話を避ける
- 手洗いと手指の消毒 手洗いのタイミング
  - ・ 出社時・トイレ使用后・外出から帰社後・食事後・郵便物や宅配物の受け取り処理後
  - ・ 社内設備消毒作業後

- 咳・くしゃみ時
  - ・ マスク着用の上、人のいる方向に顔を向けてしない。
- 在宅配布員がチラシを引き取りに来た場合の留意点
  - ・ 手を消毒していただく。手順に従い中身を確認、受領書に記入、在宅配布員自身の手で自分の車に積み込みを済ませる。受取書は所定の場所に置く。指をなめ書類をめくったり、ボールペンをなめるような行為はさせない。

#### 休憩・休息スペース

- 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などによりこれが困難な場合も対面で座らないように配慮する。

#### トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

#### 設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。  
※ 設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

#### オフィスへの立ち入り

- 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
- 名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

## 従業員に対する感染防止策の啓発等

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」<sup>#5</sup>や「『新しい生活様式』の実践例」<sup>#6</sup>を周知するなどの取り組みを行う。
- 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度を活用する。
- 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- 取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

## 感染者が確認された場合の対応

### ＞ 従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う<sup>#7</sup>。
- オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

### ＞ 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

## その他

- 保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以上

参考資料・ウェブサイト

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_h\\_0504.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0504.pdf)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(2020年5月4日) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>

厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf> などを参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」

[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/covid-19/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/) などを参照。